

令和 7 年 度

# 八代市議会議会運営委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 陳情第 1 2 号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについて …………… 1
- 

令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木曜日）

## 議会運営委員会会議録

令和7年10月16日 木曜日

午後3時00分開議

午後3時16分開議（実時間16分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについて

### ○本日の会議に出席した者

委員長 山本幸廣君  
副委員長 田方芳信君  
委員 大倉裕一君  
委員 北園武広君  
委員 谷口徹君  
委員 成松由紀夫君  
委員 橋本幸一君  
委員 深田浩介君  
委員 村川清則君  
委員 山本敬晃君  
議長 高山正夫君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記 松崎広平君  
荒木朋美君

（午後3時00分 開会）

○委員長（山本幸廣君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

### ◎陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについて

○委員長（山本幸廣君） 本日の委員会に付します案件は、タブレット端末のレジュメのとおりであります。今回、委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりでございますが、念のため書記に朗読をさせます。

（書記、朗読）

○委員長（山本幸廣君） 朗読が終わりましたが、何か本陳情について御意見等はございませんか。

○委員（谷口徹君） この八代市議会陳情書取扱基準というのをいま一度確認させていただきたいと思うんですけど。

○委員長（山本幸廣君） ほかにございませんか。

しばらくお待ちください。よろしいですか。委員長から後から出しますので。（委員谷口徹君「はい」と呼ぶ）

○委員（村川清則君） この取扱基準というのは、前期の議運の皆さん方で、視察研修までたしか行かれて取り決められたのだと、何かそういう認識でありますけれども、それを、半年ですか、半年ぐらいでまた変えていいのかというふうなことと、何か先ほどちょっと、この取扱基準の市内と市外のあれ見たんですが、どこが何かおかしいのか、ちょっと分からなかったものですから。当時の議運のメンバーで決められたことですから、私はそれを尊重したいと思います。

○委員長（山本幸廣君） 村川委員としては、基準の見直しは必要ないというような御意見だと思います。

ほかにありませんか。

先ほど谷口委員の、それについては、ちょっと資料をタブレットで見ただけですか。

基準が3月11日、今、2番ですね。11日に基準を決定した中での2のところ、今の陳情書の内容にふさわしいところの掲載をしてあります。市外の者から提出された陳情書。上が市内で下が市外です。

**○委員（成松由紀夫君）** 今、村川委員からもお話があったとおりで、この市内・市外の取扱いちゅうのは前期までの間に、当時山本委員長もメンバーだったと思いますが、いろいろ意見が出てたのは事実なんですよね。やっぱり視察をしっかりとった上で、他市事例を見てということで、相模原と墨田区だったかと思うんですけども。やはり市内・市外、何でも当時の視察先でも、同一基準の取扱いにしてしまうと非常に煩雑になってしまうというようなことが一番の印象だったと思います。

そのときの、やはり皆さんのいろんな意見が出てきた中で、最終的にやはり市内と市外は分けようということで、今年の3月に決定したものでありますので、それをまた半年ぐらいでひっくり返すのもいかがなものかなというのはちょっと思うんですが。結構、市内・市外についてはいろいろと議論はあった中で、視察研修で先進事例をしっかりと見てということでの決定でしたので、手順はしっかりと踏んであるんですが。

ただ、ちょっと一つ、陳情のこの願意の市内と市外を分けて記載されている部分の内容が分かりづらいというのがちょっとよく願意がつかみづらいところがあるんですが、どの辺が内容が分かりづらいのかなというのは思うんですけど。今、こっちの基準を見れば分かりやすく、1が市内、2が市外ということで整理して設けであるような気がするのです。

ちょっと私についてはもう、今年の3月、一

旦決定された流れでいいのではないかなと思いますけど。

**○委員長（山本幸廣君）** 成松委員からの発言についても、村川委員同様で、決定された3月11日のこの基準に基づいて、見直しの必要はないというような御発言であります。

ほかにございませんか。

**○委員（橋本幸一君）** 陳情はですね、市外の方がもしどうしてもって思いがあれば、今度は請願という一つの紹介議員を入れればちゃんとそういう、何ていいますか、入れる道はあるわけですから、完全にそれが閉ざされたってということではないということですから、それも含めて、前回みんなで議論しているわけで。それをすぐ、先ほどあったように、半年もしないうちに議運で決定されたことを、さっきの理由もあったんですが、分かりづらいという。文言を分かりやすくすればいいのかということもまた言えるかもしれませんが、ただ、これをまた元に戻すというのは、私はいかがなものかと。前回の、やっぱりあれだけ視察までして議会運営委員会の中で決定されたこの取決めをですね。私はまだこれはしばらくは継続して、もし何かの不都合が出てきたら、そこはまたみんなで改めるという、そういうスタンスで行ったほうが、私は議会としての在り方と判断いたします。

**○委員長（山本幸廣君）** 橋本委員からは継続という御発言であります、ほかにありませんか。

**○委員（成松由紀夫君）** 多分、印象が市内と市外で制限されているというイメージで陳情書が出てくると思うんですよ。なので、今言われるように、請願であればきちんとした形で制限もかかってこないの、そういう制限されてるってイメージじゃないということをしつかり説明してお話しすれば、別に何ら問題ないのかなというふうに思っております。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 1と2に分けてあって、2が市外の者から提出された陳情書ということですよ。この場合には所管の常任委員会に写しを配付するだけにとどまるということですよ。

先ほどから言われるとおりに、請願で紹介議員があれば審査できるよということなんですけども、これを1から12までに該当する場合は議会運営委員会において決定する。これを1から12まで該当するぞって決めるのはどなたですかね、判断するのは。1の場合は議長が判断すると。議長が該当すると認めたときは。2の場合は誰が該当すると認めるのか規定がされてないんですよ。（「これは議会運営委員会で判断するとじゃなか」と呼ぶ者あり）いや、その議会運営委員会に決定するのは誰が判断するのですよ。1から12に該当しますよ。（「議長じゃないですかね」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 2については、議会運営委員会において決定をするということであり、この委員会の中で決定をするということになるわけですね。

○委員（谷口 徹君） だから、1から12に該当するときには議会運営委員会において決定するって書いてあるんですよ。それ、1から12に該当するっていうのは誰が判断するのか。1の場合は議長が認めるときに書いてあって、2のときには書いてないんです。これは1と同じで議長が判断するんですか。そうなんですか。（「正副議長」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 議長が議会に、その審査をなじまないと認めるとき、その他にありますけども、1、2も一緒だと思いますよ。そのときはもう対象者だったんだけん一番くわしかっただけん発言してくださいよ。そういう意味だったと思うたい。

○委員（成松由紀夫君） だけん、歴代議長みんなそうですよ。正副議長で決める。

○委員（橋本幸一君） そういう、ほら、分からんところあったら、そういう字句の追加っていうのはその都度やっぱりして行って、皆さんが分かりやすくしていったらよかつじゃなかですかね。今言ったように、分かりづらいというのはやっぱそういうことであって。

○委員長（山本幸廣君） 継続審査という声が上がっておりますが、ほかに御意見等ありませんか。

○委員（谷口 徹君） 管外視察で学んでこられたのを基にして、この基準はつくられたということで、相模原市のほうを大いに参考にされたということなんですけども、相模原市の市議会のホームページ見てみたら、市民向けのところに、5、市外の人からの郵送による陳情はあったんですよ。写しを全議員に配付するのみとなりますと。ただ、議会での審査を希望する場合は直接議会局までお持ちくださいというふうに書いてありました。

なので、ちょっと相模原の場合と私はこれは違うのかなと、指摘だけさせていただきます。

○委員長（山本幸廣君） ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） 陳情が出されたということに対しては、真摯に受け止めたいというふうには思いますので、今いろいろ意見が出てるんですけど、3月11日に、半年前ぐらいに見直しをしたということで、今、願意がどなかとあったところも含めて、何か曖昧になってしまっているところがあるので、その辺の確認も含めて、継続審査をお願いをできればというふうに思います。

○委員長（山本幸廣君） 大倉委員からも継続審査ということで御発言ありましたので、委員長でまとめてよろしいですね。議事進行してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本幸廣君) ないようでありますので、これより採決をいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(山本幸廣君) 挙手全員と認め、本件は継続審査することに決しました。

以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本幸廣君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程を全て終了いたしました。

これをもって、議会運営委員会を散会いたします。

(午後3時16分 散会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和7年10月16日

議会運営委員会

委員長